

町の土地を売り払います

町では次の土地を売り払います。購入を希望される方は、あらかじめ売払条件を承知のうえ、お申込みください。

1 売り払う土地と価格



| 所在地番 | 面積 | 価格 | 特記事項 |
|---------|----------------------|---------------------------|--|
| 緑町45番14 | 235.20㎡ (約71.14坪) | 666,000円 (坪単価 約9,300円) | ・境界標あり ・敷地内地中に堀井戸埋没（埋戻し済） ・建ぺい率60%、容積率200% |

2 申し込みの条件

個人でも法人でも申し込みができます。ただし、次の事項に該当する場合は、申し込みをすることができません。

- (1) 町民でない方または町内に事業所がない法人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 町税及び使用料等(上下水道使用料含む)に滞納がある方

3 売り払いの条件

- (1) 所有権移転から5年間は、他の方への所有権の移転および貸し付けはできません
- (2) 敷地内地中に堀井戸が埋没していることを容認すること
※ 堀井戸は、令和2年3月に再生材による埋戻し処理が完了しています

4 用途の制限

住宅用地以外での利用もできます。ただし、次の事項に該当する土地利用は禁止します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の適用を受ける者または連合するものがその活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に利用すること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に利用すること
- (3) 騒音や悪臭、健康被害等、住民生活に悪影響を与える施設の用途に利用すること

5 売り払いの方法

- (1) 2名以上の申込みがあった場合は、抽選により買受予定者を決定します
- (2) 買受予定者決定後、契約保証金66,000円を納めていただき、売買契約を締結します
- (3) 売買契約締結後、売払価格から契約保証金を差し引いた残額を納めていただき、土地の所有権を移転します

6 申込方法

役場財務課へ申込用紙を提出してください。

- ※ 郵送可、メール提出は不可
- ※ 申込用紙は財務課に用意しているほか、町ホームページからダウンロードできます

7 申込期限

令和6年8月13日(火) 17時30分

- ※ 期限を過ぎた場合の申込は無効
- ※ 購入希望者がいない場合は、随時申し込みを受け付けます

8 抽選会(2名以上申込みがあった場合)

日時 令和6年8月20日(火) 17時00分

場所 羽幌町役場

- ※ 原則、申込者本人の参加とします
- ※ 代理人が参加する場合は委任状を持参してください

📍 お問合せ

財務課管財係 ☎ 68-7001 (課直通)